

第 9 回高山市新火葬場建設検討委員会 議事録

日 時： 平成 29 年 8 月 18 日 金曜日 13 時 30 分から 14 時 30 分まで

場 所： 高山市民文化会館 3-11 講堂

出席者：

(新火葬場建設検討委員会委員) 30 名

秋山 孝正 片山 幸士 泊瀬川 孚 堀 泰則 蓑谷 雅彦  
野尻 修二 谷口 寛子 岡村 康 鴻巣 智 阪本 太  
大野 二郎 野中 憲治 水野 千恵子 和仁 紀男  
日野 貢 小峠 賢次 森下 美由貴 中田 幸男  
田中 晶洋 大下 正幸 塩屋 正道 野中 隆平  
岩茸 伸一 松葉 慶一 上坪 道利 林 順一 中谷 省悟  
今井 久和子 谷口 大悟 岡山 紘

(高山市)

副市長 西倉 良介

(新火葬場建設検討委員会事務局)

事務局長・高山市市民保健部長 矢嶋 弘治 市民課長 田中 一美  
市民課担当監 池之俣 浩一 市民課係長 大川 誠  
市民課職員 義基 現徳

(傍聴者) 6 名

1. 開会あいさつ

委員長： 市外からお越しの方はお着きになりませんが、高速バスに切り替えて向っていると思いますので、議論を始めたいと思います。どうかよろしくをお願いします。

2. 副市長あいさつ

副市長： 皆様、こんにちは。第 9 回目の会議となります。お忙しい中、ご参加くださり、誠にありがとうございます。有識者の方につきましては、交通

アクセスが乱れているようですが、お越しいただきましたことに感謝申し上げます。

検討委員会の状況ですが、ご承知のとおり、第8回目の会議が先月、7月14日に開催されました。その際には、推進手順の第2段階になります、選考対象となる候補地と新たな選考方法の決定の検討に着手していただきました。その際にこれを検討するための部会を立ち上げていただいたところです。その部会が8月7日に開催され、委員長以下11名の皆様にご議論いただきました。部会に出席された委員の方には会議が続くこととなりますが、ご協力いただきますことに感謝申し上げます。

部会におきましては、候補地を公募するにあたっての要件などを検討いただきました。大変重要な議題ということで、短時間でしたが、大変内容の濃い議論をしていただいたと聞いています。

本日は、第8回会議のグループ討議でのご意見、部会でのご意見をまとめたものを素案として、資料3-1に掲げさせていただいています。本日は過去の検証を踏まえ、新たな候補地の条件について検討いただくわけですが、やはり、利害関係等も関わってくることで、慎重な議論をしていただきたいということと、過去の候補地のことは、一から、白紙として改めて公募するという案ですので、委員の皆様におかれましては、それぞれのお立場から、真摯に、慎重かつ忌憚のない議論をしていただきたいということをお願いしまして、挨拶とさせていただきたいと思っております。本日もどうぞよろしくお願い致します。

### 3. 委員会の成立等について

委員長： それでは、委員会の成立について事務局よりお知らせください。

事務局： 検討委員会委員42名中、遅れている方もみえ、現時点で27名が出席しており、過半数の出席をいただいていますので、会議が成立することを報告させていただきます。

(以下、資料の確認の後、検討委員会委員のうち高山市町内会連絡協議会の代表である委員が交代したことを説明)

#### 4. 前回議事録の確認

委員長： それでは、前回の議事録についてご承認いただけますでしょうか。よろしいでしょうか。もし、大きな間違い等がありましたら、ご指摘ください。間違いがありましたら、修正のうえ、公開したいと思います。それでは、議事録のご承認はいただけたということですのでよろしいですね。

#### 5. 【議題1】過去の検証について

委員長： 8月7日に部会を行い、その場でもお聞きしたのですが、過去に高山市がどのように候補地の選定を行ったのかということ、まず検証しまして、そのうえで検討委員会として、候補地の公募のあり方について検討いただきたいと思います。それでは、市から過去の候補地選定に関する説明をしてください。

事務局： 過去に候補地選考をどのように進めたかについて説明致します。それでは、[資料2-1](#)をご覧ください。

23年度、24年度では、候補地の提案等を随時受け付けてきました。2ページから5ページに当時の市の広報を示していますが、この線引きした部分のように、ご提案を募ったという形になっています。この時は、特に応募要件等は示さず、ご意見やご提案を募集したものです。

25年度には、6項目の除外要件を作り、28カ所から11カ所に絞り込みました。その後、点数による比較評価基準を作成しまして、11カ所から1カ所に選定しました。

27年度に最終候補地を再検討し、28年度4月に最終候補地を取り下げしました。

[資料2-2](#)をご覧ください。こちらが当時の6つの除外要件です。次に[資料2-3](#)をご覧ください。11カ所から1カ所を選定した時の評価基準です。このような形で選考を進めたということです。

委員長： すでに終わったことではありますが、市がスカイパークに絞り込んだ過程について、8月7日の部会では詳細に報告をいただきました。その結果、[資料2-2](#)の最後のところ、検討委員会としての検証、部会としての検証だと思っておりますが、8月7日に報告を聞いて、「期限や条件等を定めた公募ではなく、広報誌の中での候補地等の提案の呼びかけとなっていたが、その呼びかけはあいまいで、公平性が十分に担保されていなかった。」というのが

まず1点。それから、「候補地の決定手法について、どこでどう決定したかのプロセスが見えておらず、市民の不信感を招く一因となっていた」。3点目、「候補地を市役所から5km以内の範囲に限定しているが、その距離設定は根拠に乏しく、必要以上に候補地を限定していた」。4番目、「風致地区を完全に除外していたが、風致地区のような自然景観は火葬場建設においても求められるものであり、風致地区と生活をなじませるような整備も検討する余地がある」と、部会では過去の市の候補地選考についてこのように思いました。部会の委員の方は、補足することはございませんか。この4点にまとめましたが、よろしいでしょうか。このようなことを考えて、部会ではこの次にどのような公募をすればよいかということに移ったとご理解いただきたいと思えます。ここまではよろしいですね。

## 6. 【議題2】公募の要件等について

委員長： それでは、過去の検証のことを踏まえまして、資料3-1をご覧ください。これは確定したものではありません。部会で議論したものを、私と副委員長が取りまとめました。公募要件についての素案です。

「公募の目的。高山市新火葬場建設基本構想に基づく火葬場を建設するため、その建設用地を確保しようとするもの」。

「申出人。自薦の場合、市内に推薦地を所有する個人または法人。推薦地を共有している場合、そのうち1人を申出人とする。他薦の場合、土地所有者全員の同意を得た、市民または市内に事業所を有する法人・団体」。自薦、他薦のことだけは前回の検討委員会でも言いましたが、やはり土地所有者の了解なしに他薦されては困ると思しますので、このような縛りを入れてはいかかかというものです。「※いずれの場合も、土地所有者全員の火葬場建設の候補地とすることの同意書を添付する」。公募条件のうち、申出人に関することはこのようでしょうか。

それから、「面積及び法令等。施設、駐車場及び緩衝帯の整備のために、次の区域指定等がされていない土地が9,000㎡程度以上確保できること。1、都市計画用途地域のうち第一種・第二種低層住居専用地域または第一種中高層住居専用地域」。これは除くということです。「2、砂防指定地。3、急傾斜地崩壊危険区域。4、地すべり防止区域。5、周知の埋蔵文化財包蔵地。6、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）。7、施設建設時に支障となる抵当権など所有権以外の権利が設定された土地」。こういう所は最初から除きますし、こ

ういった案件は公募の目的に沿わない。

「所在地の範囲。市役所本庁舎からの直線距離が15km程度まで、または移動時間が30分程度までの土地であること」。

「留意事項。以前に候補地を提案された方についても再度申出する必要がある」。前の選考の時に申し出ていたら、ほうっておいてもよいとはしないということで、これについては市からも再度説明をしていただきたいと思います。

それから、公有地については誰も申出をすることができませんので、これに適合する市有地や県有地が高山市内にあるならば、事務局で調べて出していただきたい。それで、同じ検討の土俵に載せたいと思います。市有地、県有地、国有地で、条件に合致するようなものがあれば、それも検討課題にしたいと思います。これは事務局がやらないと出てきませんので、市に調べていただく。

先日の部会では、募集期間について話すのを忘れていました。これから、この案を市長に答申して、折衝されますので、いつから募集をかけるのかはまだ分かりません。45日間ぐらい募集期間を設けてはと思います。共有地の場合、共有者の全員から印鑑を集めることに時間がかかりますので、あまり慌てないほうがよいのではないかと。これは、先日の部会の後になって気が付いたので、副委員長と事務局とも検討をしまして、特に公募期間の後のほうになってから印鑑を集めることは大変かと思しますので、そのことを踏まえまして、募集を開始してから45日ではどうかというものです。検討委員会は45日間、寝ているわけではありませぬので、その間にやることがあるだろうと思います。そのように致したいと思います。

これはあくまで、部会のお話をベースにした素案です。ご検討のほど、よろしくお願ひします。

公募の目的はこれでよろしいでしょうか。

それでは、申出人について、自薦、他薦はありますけれど、必ず全員の同意を得て、他人の土地を推薦する場合もその方たちの同意を得たうえで推薦するというにしたいと思ひます。よろしいでしょうか。

それから、面積及び法令等については、前回、第8回の検討委員会の資料3から風致地区を除いたのです。風致地区は、火葬場を建設するのに適当な環境を有するのではないかとということで、第8回の検討委員会の資料3の1から8までの比較的規制の強い区域から、公募の縛りを7つにしました。よろしいでしょうか。風致地区は入れて検討をするということです。

それから、所在地の範囲について、前回の候補地選考では（市役所本庁舎から）5kmということだったのですが、10kmがよいか15kmがよいかということ、部会では地図を見ながら考えて、最後にはどちらかで決めなければ仕方がないという形で、今は少し広めにとって、15km、30分程度として、あく

まで程度ですので少し範囲を超えても適地があればそれでもよいだろうという形にしました。部会の委員の方、そうでしたよね。よろしいでしょうか。

それから、留意事項につきましては、「以前に候補地を提案された方についても再度申出する必要がある」としていることについて、この公募の時に申出か出さないかは別なのです。このことは、市としては書いてほしいことなのでしょう。

事務局：事務局としては、以前にご提案いただいた方たちにも再度申し出ていただく必要があるということ、明確にさせていただければありがたいと考えます。

委員長：それは留意事項になるのでしょうか。留意事項は、申し込みをする人がどういったことに注意しなければならないかということですから、留意事項ではないですね。どういう表記をしたらよいのか、すぐには浮かばないのですけれど。

それから、留意事項として、申出のあった土地情報については所有権等の個人情報、個人情報は外した形で、ここにありますがといったことは公表しますということ、最初に申しておかないといけないかと思いますが、いかがでしょうか。権利関係などは一切公表しません。しかし、いずれは、こういう候補地がありますということ、市民の方に公表したい。その時には、所有権等については外して公表する。このことは留意事項になるかと思いますが。委員の方、よろしいでしょうか。個人情報については外します。

それから、公有地については、事務局で条件に合致するようなものをリストアップして、検討委員会に出してほしいということです。その点もよろしいでしょうか。

あと、募集期間については、答申をして、市議会の承認を得たうえで、募集が始まることとなります。始まった日から45日間ということで、少し長いかとも思ったのですが、印鑑をもらうということは大変な作業ですので、募集期間は45日間としたいというものですが、よろしいでしょうか。

8月7日の部会で検討いただいたことに対して、私と副委員長で考えたことを少し加味した形で、市長に答申したい。こういう形で公募をしたい。あくまで、一生懸命努力されたのですけれど、前回の候補地選定について、やはり不透明性というようなものが残っていた部分がありましたので、そのことははっきりした形で、市民に提示する。しっかりホームページ等で公開する。市が市議会の承認を得たうえで、新火葬場の候補地の公募について出していきたいと思っています。これについて、今の素案では不十分だ、もう少しここを変えたほうがよいのではないかと、あるいは削除してもよいのではないかとのご意見はありませんか。

委員： 借地、買い上げのどちらでもよいということで、公募するのでしょうか。

委員長： 火葬場として、借地でいくのか、買い上げるのかということですね。借地をして建てるという方法を含むのか、必ず買い上げるのかということです。

事務局： 借地か買い上げかということは、市で決めてはいません。

委員： 所在地の範囲ですが、移動時間が30分程度以内というのは分かるのですが、15km程度以内の、程度の範囲はどのように考えるのでしょうか。

委員長： 16kmの所に非常に適した所があれば、それも選考対象として、20kmではないということです。そのぐらいに考えていかないと、よい場所が出てきた場合、15.1kmだから除外するという事は止めようということです。これは、同じように、面積の9,000㎡というの、いろんな議論を検討委員会でやってきた結果として、多目的ホールや葬儀場については、出てくる土地によって考えたらよいし、そういったことは市議会や行政が考えたらよいのではないかとということで、最低9,000㎡ぐらいは確保したい。それ以外に、火葬場では、防災上の問題でも、ある程度の広さを確保しておくというのは、いろいろな意味で役立つのではないかと。6,000㎡などでもできるのかもしれませんが、今までの議論を踏まえると、9,000㎡程度、8,500㎡でも安くて適地があればそれでもよいのではないかと、幅を持って解釈するというふうに、ご理解をいただきたい。

事務局： (借地に関して) 同意書の添付ということがありますが、候補地とすることへの同意かと思えます。候補地が決まれば、それが借上げの場合もあるかもしれないし、買い上げることとなるかもしれません。実際に公募するということになりましたら、考えを明確にしておきたいと思えます。

委員長： 検討委員会としてどうするかという答申をするのに、市がどうするかまで含めて答申することはおかしい。検討委員会としてこのように答申した、でも市議会や行政で変えることは構わないのです。今、質問があったのは、借地も今まで想定したことなのかどうか。今日、初めて出てきて、答えられるのかどうか。前回の検討委員会でもそういったことは出てきませんでしたけれど、土地の所有の形態、借地でも建設するという検討を市がしたのかどうかを聞いているのです。

事務局： そのことに関して、今日初めて指摘をいただいたということです。

委員長： (他の委員に) 火葬場を借地に建設するというケースはありますか。

私は今まで3つの火葬場の建設に携わってきましたが、借地に建設するということはありませんでした。

委員： そういった観点から土地のことについて聞いた記憶がありませんので、

情報不足です。可能性としてはある、という気がします。

委員： 貸してもよいという人は結構みえるのではという気がしないでもないのです。ただ、貸し手には税金のこともあります。候補地をたくさん集めたいのならば、借地でもよいとするのがベストだとは思っています。高山市でも借地でやっている場合もありますね。

事務局： 借地の施設はあります。

委員： 候補地を多く集めたいということならば、借地も含めるという方法も思っています。

委員長： 初めて出てきた議論で私もまだ整理がつかないのです。そもそも、いろいろな交渉とか、借地権を何年設定するとか、そういったことではかなり複雑になるのではないかと思います。また、時間も大分かかってしまうのではとも思います。基本的に買い上げという形で、それでも候補地がなかったとしたら広げなくてはいけないと思うのですが、第一に思うのは、応募して出てきた場合に対応するのか、今、答申にあたって対応しておくのかだと思うのですが、いかがでしょうか。もう一度聞きますが、市は借地のことは考えていましたか。

事務局： 前回の候補地選考で、11カ所から1カ所に候補地を絞り込んだ際、取得費のことも検討しましたので、その時の考え方としては買い上げということだったということです。ただ、今、ご指摘いただいて、市の内部で買い上げに限定するという決定はしていませんので、先ほどのようにお答えしたのです。

事務局： 資料2-3を見ていただきたいのですが、以前の最終候補地を選考するための評価基準をあげています。⑩番に用地取得費用ということで基準に入れて、前回は考えていました。新しい候補地について、購入するかどうかという議論はしていないのですが、火葬場を建設するにあたって用地を取得するというのが前回は前提であったために、こういった評価基準であったということです。今後にもそういったことも考えていかなければならないというところです。

委員長： 検討委員会としては、結論を今日出したい。候補地の公募の案件を市長に答申したいと思っています。何も触れずにこのままいくのか、借地や買い上げについて触れるかどうかということです。

委員： 借地ということになると、将来の問題を先送りにした感じにとられるということもあります。火葬場ではないのですが、最終処分場を借地に造成して、その管理を任されていたのですけれど、やはりいろいろな条件がその都度出てきますので、基本的には買収して市の土地にしたほうがよいと思います。



委員長： 今、副委員長から、そのことには触れないで、万一出てきたら検討する形でいかがかと。公募の要件としてはこのままとしてはというご提案です。借地か買い上げかということは頭に入れておかなければならないことですが、普通、今までは買い上げてやってきた、経験的にはそのようなことです。議論はしたけれど、募集の要件としては敢えて書かないということではいかがでしょうか。

委員： 書かないという意見も分かるのですが、その場合には選考において借地ならばポイントを下げるという理屈にはならないことになるかと思うのです。こういったことはまだ考えていないので、後になって、やっぱり借地はだめだということにはできない。最初に書いていないということになれば。

委員長： 公募を1回します。それからどう決めるのかということは、もう1回、検討委員会で決めなければならない。例えば、資料2-3では、市が過去の選考において点を振っていました。次に要求されるのは、候補地があがってきて、それをどのように検討委員会が評価をしていくかという方法を決めなければならない。その段階では出てくるのかもしれませんが、それまでは何も出す必要はないと思っています。その方法を決めるには、我々は基本構想から作っていますので、基本構想に合うような選定方法を考えていかなければならない。これは次の段階の、募集している間に考えてもらわなければならないこと、重要なこととなると思います。

私からは、何も書かないという形ではいかがでしょうかと提案をします。候補地の選定についてはこのことが終わったら次にまたやらなくてはならない。その段階でそういった議題も出てくるかと思っています。

委員： 委員長の考えでよいと思います。そのままよいと思います。

委員： 火葬場は、その土地を短い期間だけ利用するような施設ではないと思います。長期にわたってその場所にあり、人の命を最後に送っていく施設だと思うのです。私の思いとしては、その土地を貸す、借りるといった関係の、短期間のものではないと思います。できれば、火葬場の用地は買い取りという条件ではどうかと思います。

委員長： それからもう一つ、同じ場所での建て替えができるように、駐車場や緩衝帯を多めに設置するわけです。私に関わった、愛知県岡崎市の火葬場は敷地を広めにとり、駐車場を使って、火葬機能は継続しながら、新しいものに建て替え、そちらを今度は駐車場にしました。防災上の点からも火葬場はある程度の広さを確保しておきたい。

いかがでしょうか、他にご意見はございますか。

委員： 留意事項ですが、「以前に候補地を提案された方についても再度申出する必要はある」と書いてありますが、この事情が分かっているならば、多分

これで通じるのかもしれないですが、もうちょっと丁寧に書く必要があると思います。

委員長： これはそもそも留意事項に書くことではなくて、申出人のところに書く項目だと思います。以前に市に提案されたことが、そのまま継続されるものではないということなのですが、この件については市からかつての申出人に対して、丁寧に説明していただきたい。ただ、公平性を保つため、申出人のところにこの項目を入れたいと思います。留意事項に入れたことが間違いだと思います。

いかがでしょうか。新たに、申出人のところに※印か何かで付けることと、募集期間を示した形で公募をしていただきたいというのを、検討委員会から市長に答申することとしたい。若干文章を直します。

委員： 共有地の所有者で、地元にもみえずに、この地域の外の方が結構みえます。そういう方が相続していない土地というのがありますが、すべからく全部の同意を得るとするのか、一部でもよいとするのかということはどうでしょうか。

委員長： 共有者のうち、ある人が何かを言い出したら困りますから、やはりすべからく同意を得られる土地のほうがよいのではないのでしょうか。そうしておかないと、どんどん話が進んだけど、一人が同意しないということで裁判をされたら負けますので、すべからくというのが、基本だと思います。よろしいでしょうか。

委員： 資料 3-3の⑫「公募全般について」に、「購入の見込みがあること、市が取得できること」とありますので、これはすでに検討されたことではないのですか。

委員長： これはグループ討議でいろいろ意見が出てきたうちの一つということで、こういったことを全部読んだうえで、部会では条件を絞っていきました。グループ討議で出た意見を全部ここに書きました。そうすることが、今後考えていく時に必要となると思いました。今日でも、借地のことは議事録には残しますので、そういったことも全部検討したものですという形になるかと思います。よろしいでしょうか。

委員： とりあえずは公募していただいて、例えば10カ所出てきたとして、5カ所は購入可能です、5カ所は不可能ですとなった時に、優先順位を付ける時に、購入可能なものを1番から5番に持っていけばよいのではないのでしょうか。全部が買い上げだということは可能性として低いという気がしますので。場所を決める時のステップとして、そういうふうに進めてもよいのではないか。ただ、全部が借地希望だった時にどうするのかということはあるのかもしれない。

委員長： 公募を始めて、出てきたら、状況を全体会議、あるいは部会を開いて検討させていただきたいと思います。市に申し出があったのは30件程度ありますので、もう一度申出をされるかどうか分かりませんが、半分くらいは出てくるでしょうし、そうすると少し形が見えてくるのではないかと。募集が終わらない段階で、選考方法の検討を始めたいと思っています。45日間何もしないと、真冬に入りますので、その間にどういうふうに絞り込むかということ、場合によっては真冬に入る前に申出のあった土地について、手分けして見に行くことも必要になるかもしれない。(事務局に対して)公募が終わる時期を、だいたいどれぐらいと想定していますか。

事務局： 12月ぐらいになるかと思います。

委員長： 多治見市の火葬場の建設にあたっては、何十カ所か、ほぼ全部見ました。見ることによって、公平性を担保しました。手分けをしなければならぬと思います。公募が終わるのを待っていると真冬になりますから、その途中で何も先入観なしに見に行くことも必要かと思えます。副委員長と状況判断をしたり、部会に伺うなどしたいと思っています。それでプロセスとしてはよろしいでしょうか。

7. 公募提案の答申について
8. 次回会議について
9. その他

委員長： それでは、今日の議題としては、公募についてどうするかということで、まずは市が過去にどういうふうを選考したのか、部会で検討して4点について考えて、そして今回の公募要件を決めました。今、議論していただいたことを踏まえて、これを書き直して、来週には市長に提案したいと思えます。ご了承いただけますでしょうか。文面については私と副委員長にご一任いただきたい。よろしいでしょうか。

委員： はい。

委員長： それでは、今日の案件としてはこれだけです。ただし、今日議論していただいたことは、頭の中にはありますので、それはまた選考方法の中で考えていきたいと思えます。これでもって市長に答申し、市議会にも判断を仰ぐとして、そのうえで最終的な市としての募集要項ができてくると思えます。当然、市議会等のチェックをいただきますので、変わってくることもありますが、検討委員会としては、これを提示したいと思えますので、ご了承

いただいたものとして、処理させていただきます。

時間としては1時間ほどで終わったのですが、ここで議論しておきたいこと、何かご提案がありましたら、ご発言ください。では、よろしいでしょうか。

## 10. 閉会

副委員長： お盆明けでお疲れところ、熱心にご議論いただきありがとうございました。いよいよ候補地に関する段階に入っているのですが、皆様にお諮りしながら公募等を進めて行くことになると思います。また、市外からお見えの委員の方は、交通のアクシデントがあった中、ご出席くださり、ありがとうございました。これから市長のほうに答申することとなりますが、今後ともよろしくお願いします。本日はこれを持ちまして終わらせていただきます。ありがとうございました。